

久山町浄化槽放流水水質基準及び条件

福岡県糟屋郡久山町
(昭和50年10月制定)

久山町内における浄化槽処理水の放流については、下記の水質基準及び条件を遵守すること。

記

1. 次の水質基準に適合していること。

① 透 視 度	30以上
② 水 素 イオン濃 度 (P H)	6. 5～8. 5
③ 浮 遊 物 質 (S S)	25PPM 以下
④ 生物化学的酸素要求量(BOD)	5PPM 以下
⑤ アンモニア性窒素 (N H ₄)	1PPM 以下
⑥ 陰 イオン活 性 剤 (A B S)	0. 5PPM
⑦ 大 腸 菌 群 数	検出されないこと(残留塩素は検出されること)

2. 上記水質基準は、浄化槽処理水放流口における基準であること。

3. 汚水浄化に薬品添加の方法をとらないこと。但し、消毒用に必要な塩素滅菌は除く。

4. 苦情、被害の対応、処理及び損害賠償の責任を負うこと。

5. 福岡県の指定検査機関による水質検査を浄化槽法で定められた回数行い、浄化槽関連設備の維持管理及び処理を厳格に行うこと。

6. 水質汚濁防止法第二条第2項第一号及び同法施行令第二条に定める物質は浄化槽内への流入又は排水放流は行わないこと。

7. 浄化槽法第五条第1項に規定する届け出については、設置者、工事施工者は、双方相互責任の精神に則り設置者の義務履行に協力すること。

8. 上記事項に違反した場合は放流を禁止する。